

STOP THE

種苗法違反



その時あなたは？

懲役または罰金の刑罰が科されます。

侵害者	罰則
個人の場合	10年以下の懲役若しくは1,000万以下の罰金 又はこれらの併科（懲役と罰金の両方）
法人の場合	3億円以下の罰金

あなたは大丈夫ですか？

登録品種を取扱っていませんか？ 確認しましたか？

過去の事例「つや姫事件」

山形県産ブランド米「つや姫」の種もみを無断販売 → 種苗法違反で**逮捕**

- 違法とは**知らなかった**
- つや姫の種もみ 5 袋(2 万 9 千円)を販売、販売期間 3 か月間



懲役 1 年 6 か月、罰金 50 万円の求刑



- 違法行為と知ったうえで栽培を続けると更に**厳罰な処分**
- 販売金額が増える又は栽培期間が長くなるほど**厳罰な処分**



種苗法とは、植物の品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的に定められた法律です。いわゆる植物特許を保護する為の法律です。育成者権の侵害は、種苗法第35条に過失の推定の規定があり、これによって育成者権を侵害した者は、その行為について過失があったものと推定されますので、**知らないうちに侵害品を取り扱ってしまった場合においても、過失がなかったことを立証しない限り、その過失責任を問われます。**

一般に種苗を扱う流通業者の方は種苗に関する専門知識を有しておられますので、取り扱い品種が侵害品でないことを確かめることができると考えられますし、そうした注意義務があるということです。

「登録品種」であるかの確認を行いましたか？

早急に確認しましょう。

生産栽培委託会社・依頼者だけに確認していませんか？

- インターネットで情報の収集 ●依頼者以外の第三者からの情報収集
- 種苗管理センターに相談

下記はよくある正当性を主張する理由ですが、ほとんど眉唾物です。

- 栽培品種を変更したから大丈夫。 ●流通品だから問題がない。
 - 外国産だから大丈夫。 ●大学教授により確認された。
 - DNA鑑定で確認した。 ●依頼者も「登録品種」の事を知らなかった。
- 現在DNA分析で品種が特定できるのは 51 種類です。種苗管理センターのHPで確認が出来ます。

生産、栽培、販売の為の契約書・覚書はありますか？

- 早急に契約書・覚書に内容を確認しましょう。
- 無い場合には、早急に生産販売の為の契約書を交わしましょう。

産地証明書、出荷証明書はありますか？

無い場合には、早急に産地証明書・出荷証明書等をもって、使用品種の生産地や流通品種であるかの確認を行きましょう。

栽培試験の結果報告書がありますか？

登録品種に近い物を使用する際には、栽培試験で品種の違いを確認します。委託業者や依頼者から結果報告書を入手しましょう。

種苗に関する調査依頼書、警告書等の文書が届きましたか？

文書が届いた場合には、種苗法に抵触している可能性も考えられます。無視して栽培・販売を続けると「知らなかった」では済まなくなります。早急に確認作業を行きましょう。

該当する項目が有りますか？ ほんの少し立ち止まって考えてみましょう。

確認作業が終わるまで出荷・販売・購入は中止しましょう。

最後に頼りになるのは「あなた自身」です。必ず自分で確認しましょう！

違法種もみ 摘めぬ芽

山形県産ブランド米 つや姫は県が10年をか
「つや姫」の種もみを無 けて開発し昨年、品種登
許可で販売し、種苗法違 録した。品質を維持する
反の罪に問われた愛知県 ため種もみは宮城、山形、
知多市の農業の男(58)に 烏根、長崎、大分の5県
4日、山形地裁が執行猶 で認定された生産者への
予付きの有罪判決を言い み販売。山形は独自に食
渡した。山形県関係者を 味の出荷基準も設け、高
驚かせたのは、市販の玄 級品で知られる新潟産コ
米を発芽させ、種もみを シヒカリに価格で肩を並
作り出した手口。県は「ま べている。
さか玄米を発芽させると 判決などによると、男
は。技術的な対策は打ち は、認定農家以外はつや
よすががない」と困惑顔だ。 姫の種もみを手できな

ブランド米「つや姫」無許可販売



「つや姫」の種穂（山形市の県農業総合研 究センター）

いと知り、都内の米穀店 から購入した玄米を発 芽。自分の水田に苗を植 えて昨年秋に収穫し、種 もみを作った。その後、 ホームページを通じて宮 城県や埼玉県の農家らに 種もみを販売していた。
山形県の水田農業試験 場の担当者は「種もみに 比べ発芽率は落ちるが、 素人でも可能」とみる。
男のホームページを県 職員が見つけて事件が発 覚。農林水産省によると、 種苗法違反で刑事責任を 問われたのは戦後間もな い1947年の法制定以 降で初めてという。
無許可販売はコメにと どまらないとみられる。 農水省が2006年に行 った花や果樹の種苗の育 成者権を持つ企業などへ のアンケートで、「過去

有罪判決の男 市販の玄米使い収穫

に権利侵害を受けた」と 答えたのは536件のうち 180件に上った。担 当者は「潜在的な権利侵 害は多い」と危機感を募 らせる。

育成者権の侵害対策に 取り組む独立行政法人種 苗管理センターは、05年 から「品種保護Gメン」 を全国に20人配置し、作 物のDNA検査など対策 に当たっている。毎年約 30件の相談が寄せられる が、現地調査は年10件を 割り込むなど、十分な効 果は上がっていない。
今回の事件について、 山形県の担当者は「発見 が遅ければ、違法な種 もみが全国に拡散するこ ころだった」と胸をなで 下ろす。だが決め手とな る再発防止策はなく、「つ や姫が品種登録されて いることを生産者に周 知するしかない」と話し た。